この春から新成人

Voice

成年年齢の引き下げにより、これまでより早く、成人を迎える人が増えます。各市町の若者たちに、新たに成人となる今の思いを語ってもらいました。

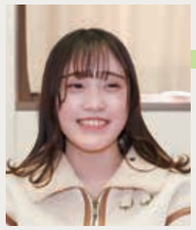

尚絅大学短期大学部1年
井上真奈実さん（菊陽町・19歳）

将来、子どもと関わる仕事をしたくて、保育士を目指し勉強しています。2月からは保育園での実習も始まりました。

これからは自分で決断しなければならないことが増えると感じています。振り返ってみると、高校まで新体操を習わせてもらい、両親に送迎もしてもらいました。家族や周りに感謝を忘れず、親孝行のできる自立した社会人になりたいです。

㈱肥後銀行合志支店
近藤結仁さん（合志市・19歳）

高校を卒業して就職しました。成人になるという実感はまだありませんが、お客様の資産を守るという使命感を持って働く先輩たちのような大人になりたいと思っています。

お金の話は難しく投資は怖いと思っていましたが、正しい知識を身に付ければ人生を豊かにしてくれます。同世代の皆さんの相談にも乗れるよう、自分自身も勉強していきたいです。

大津支援学校高等部3年
松野隆弥さん（大津町・18歳）

4月から運送会社で働きます。これまで育ててくれた母親へ恩返しをしたいと思い、就職を選びました。

成人になる実感はまだ湧きませんが、大人になること、働くことは責任感を持って過ごすことだと思います。仕事を任せてもらえるよう頑張ります。自分で決めることが増えるので、正しい情報を知り、周りから頼られる大人になりたいです。

菊池農業高校2年
永野春菜さん（菊池市・17歳）

子どもの頃から動物が好きで、菊農に入学しました。出身は京都ですが、一緒に引っ越してくれた両親に感謝しています。将来は動物に関わる仕事に就きたいと思い、動物福祉を専門的に学ぶため進学を考えています。

大人になることは自由が増える半面、行動に責任が伴うと思います。不安はありますが、自分が決めた将来の夢に向かって努力したいです。

一緒に考えよう 大人になること、将来のこと

約140年ぶりの民法改正により4月から変わる成人の定義。4月1日時点で18・19歳の人はその日に、平成16年4月2日以降に生まれた人は18歳の誕生日に成人を迎えます。新成人の皆さん、おめでとうございます。

成人になると、大人としての責任と社会参画が求められます。大人になる意識の醸成が進む半面、契約に関する知識を学ぶ機会はまだ少ないのが現状です。これからの社会を担う若者たちが消費者トラブルに巻き込まれないよう、周囲のサポートが急がれます。

4月からは高校の家庭科でお金に関する教育も始まります。この機会に、家族や地域でお金や契約、大人になること、将来のことについて一緒に考えてみませんか。

政府広報オンラインでも成年年齢引き下げについてまとめています。

この春、成人になる4人と一緒に

答え合わせ Answer

Q1 ○

A >> できる

18・19歳で携帯電話を契約する場合、保護者の同意書が必要でした。これからは携帯電話（スマートフォン）だけでなく、アパート賃貸などの契約も保護者の同意なく行うことができます。

成人になると「未成年者取消権」がなくなるため、悪質な業者から狙われないよう注意が必要です。

Q2 ×

A >> 始まらない

国民年金（第1号被保険者）の加入年齢は20歳のままです。学生などは国民年金の支払いが困難な場合も多いので「学生納付特例制度」が現在も設けられています。

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構のホームページ。（学生納付特例制度について）➡

Q3 ×

A >> できない

飲酒や喫煙ができるのは、これまで通り20歳からです。公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競争）の年齢制限も20歳のままです。これは、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、今までと変わりありません。

Q4 ×

A >> できない

これまでは、婚姻開始年齢を女性は16歳、男性は18歳と定められていましたが、今回の民法改正により女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられました。

4月からは、男女の結婚できる年齢が統一されます。

成人式はどうなるの？

町では令和4年度以降は、対象年齢はこれまで通り20歳で行います。令和4年度は、令和5年1月8日㈰に開催予定です。また、式典の名称は、現在検討中です。

【対象】開催年度に20歳になる人
【問い合わせ】役場生涯学習課
☎096(293)2180

困ったときは、まず相談

【㈫㈮】

□町消費生活相談窓口
役場防災交通課で電話を受けた後、相談員におつなぎします。
☎096(285)5006
午前10時～正午、午後1時～4時
※㈪㈭は菊陽町、㈬は西原村の窓口をご利用ください。

□県消費生活センター
☎096(383)0999
午前9時～午後5時

【㈯㈰㈷】

□消費者ホットライン
☎188
午前10時～正午、午後1時～4時

消費者庁の「消費者教育ポータルサイト」でも情報を提供しています